

## 消費生活センター

### 偽の相談窓口に注意を

(2016年8月2日掲載原稿)

先日、「消費生活センターはどのようなことをしてくれる所ですか?」「今から話す内容がそちらに関係ない可能性もありますが、その場合はどうなりますか?」という電話がありました。

消費生活センターの業務内容について事例を挙げてご紹介します。

先の相談者の話は自動車の契約トラブルに関するものでした。センターでは、契約が有効に成立しているかどうかやキャンセル料の考え方について情報提供し、それを参考に相談者が自動車販売店と交渉した結果、納得の上でキャンセル料を支払い解決しました。

センターでは、消費者トラブルの内容によって、参考になりそうな過去の事例を情報提供したり、自主交渉のポイントを助言したりします。

また、センターが事業者と消費者の間に立って、話し合いの調整を行うこともあります。相談内容がセンターの業務範囲外の場合は、適切な窓口を紹介します。

「こんな場合はどうすればいい?」「どこか専門の相談窓口はないか?」という場合にはご利用ください。相談は無料、秘密厳守です。

高知県内には県立の他に、高知市、南国市、幡多広域(四万十市)にもセンターが設置されています。お住まいの市町村役場にも消費生活に関する相談窓口があります。

なお、最近「消費生活センターに相談しようと思い、インターネットで検索した窓口に連絡したところ、高額な解決金を要求された」という相談がありました。いかにも公的機関を装った事業者の広告が表示されることもあるので、注意してください。

ご相談は局番なしの『188』番にダイヤルすればお近くの相談窓口につながりますので、ご利用ください。